

類型指定見直し対象湖沼に係る地元関係者との意見交換について

1 意見聴取の方法

湖沼における環境基準の類型指定見直し（案）の内容について、以下のとおり関係機関への意見聴取を行った。

（１）対象湖沼

類型指定及び達成期間の変更を検討している湖沼を対象とした。また、水産利用の観点から、漁業権魚種の重要性等について地元関係者（漁業協同組合）から意見を聴取しあてはめる類型を判断することとした湖沼についても対象とした。

栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、釜房ダム、大倉ダム、樽水ダム、七北田ダム

（２）関係機関

（ア）流域市町の環境関係部署

仙台市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、川崎町、加美町

（イ）水道事業体

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、川崎町、松島町、七ヶ浜町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、女川町、石巻広域水道企業団、県大崎広域水道事務所

（ウ）ダム管理者

国土交通省東北地方整備局長河川部河川環境課、鳴子ダム管理所、釜房ダム管理所

県土木部河川課、東部土木事務所登米地域事務所長、仙台地方ダム総合事務所、大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所、栗原地方ダム総合事務所栗駒ダム管理所、花山ダム管理所

（エ）漁業協同組合

花山漁業協同組合、鳴子漁業協同組合、伊豆沼漁業協同組、長沼漁業協同組、鳴瀬吉田川漁業協同組、広瀬名取川漁業協同組

（３）実施時期及び意見照会の方法

（ア）流域市町村の環境関係部署

令和 7 年 11 月 28 日～令和 7 年 12 月 19 日 書面による意見照会
令和 7 年 12 月 5 日 市町村説明会

(イ) 水道事業体

令和7年11月28日～令和7年12月19日 書面による意見照会
令和7年12月5日 市町村説明会

(ウ) ダム管理者

令和7年12月5日～令和7年12月19日 書面による意見照会

(エ) 漁業協同組合

令和7年12月3日～令和8年1月13日 電話又は対面によるヒアリング

2 意見聴取結果

(1) 流域市町の環境関係部署

資料3-2のとおり。

(2) 水道事業体

資料3-3のとおり。

(3) ダム管理者

意見無し。

(4) 漁業協同組合

資料3-4のとおり。

3 対応

類型見直し案に関しては原案を維持。今後も、水道利用等に適した水質が維持・達成されるよう、引き続き関係機関との連携強化を図りながら、水質保全施策の推進に努める。